

第6回小樽市自治基本条例策定委員会

- ・日 時 平成22年11月22日（月）16:00～17:30
- ・場 所 市役所別館3階第1委員会室
- ・出席者 横山会長、石黒副会長、上野委員、川脇委員、佐藤委員、神野委員、中委員（小笠原委員、田口委員、中松委員、松本委員、山崎委員欠席）
（オブザーバー）富樫会長
（事務局）布主査

（事務局布主査）

それではお時間になりましたのでただいまから第6回小樽市自治基本条例策定委員会を開催いたします。

<事務局より、議事録を作成し実名公表する件について、前回会議の欠席者より了解を得たので、当策定委員会においては、実名公表で議事録を作成する旨報告した。>

（横山会長）

本日の議題は二つあります。一つが自治基本条例の本格的な議論の前に、できるだけ盛り込むべき項目について整理をしておきたい。これはある程度整理するというので、必ずそのとおりにこれから議論していくということではありません。もう一つはワークショップについてです。自治基本条例の本格的な議論が始まったら、それと並行的にワークショップを2、3回やりたいということでございますので、それについて今日は議論をしていきたいと思っております。最初に各委員の皆さんから自治基本条例に盛り込むべき項目について、出していただきました。その辺を含めまして、まず事務局から説明をお願いしたいと思います。

（事務局布主査）

まず、議題1としました資料に皆さんのご意見をまとめました。皆さんには中項目、小項目ということで出していただきまして、それを書いてございます。項目の隣にかっこ書きの数字がございしますが、これは重複した人数を示しています。皆さんの意見をいただきまして、事務局の方で四つにジャンル分けをさせていただきました。まず「原則」について、「市長・市政」について、2枚目にいきまして「市民」、「議会」と「地域的特色」。そういった風にジャンル分けをさせていただきました。これが皆さんからいただきましたご意見になります。これにつきまして皆さんでご議論いただきたいと思っております。

（横山会長）

分かりました。皆さんの意見を整理してありますが、整理し過ぎたということはないでしょうか。

（事務局布主査）

皆さんからいただいた意見の個別表もございしますので、趣旨が違う等ありましたら、言っていただければ修正いたします。

(横山会長)

事務局の方で整理したのが「原則」、「市長・市(行政)」、「市民」、「議会」、「地域的特色」という形です。「原則」のところの「情報公開」とか「まちづくり・参加・協働」が原則かどうかという議論はありますが、大体皆さんの意見を入れて整理されていると思いますが、漏れているとか、趣旨が違うとかあるかと思います。最初にまずその確認をしたいと思います。上野委員は「まちづくり」、「観光」、「地域連携」ということですが、「観光」ということではそのまま全部2枚目の「地域的特色」の中に入っていますね。それから「地域連携」は1枚目の右側「地域連携・国際交流の推進」というところに入っていますね。この趣旨はどうですか。「①広域連携」、「②地域交流」ですが。よろしいですか。

それから「まちづくり」はどうでしょうか。「①住民参加」、「②住民投票」、「③諸団体との連携」、「④コミュニティ活動」、「⑤市民との協働」。これは1枚目の左側「まちづくり・参加・協働」に全部入っていますね。よろしいでしょうか。

(上野委員)

はい。

(横山会長)

それから次、小笠原委員はちょっと欠席されていまして、川脇委員。これはどうでしょうか。「議会」は2枚目の左下ということになりますが、ここで「①議会の役割・責務」、「②議会の情報公開」、「③議員の役割・責務」、「④議会への住民参加」、「⑤会議の公開」ということに入っていますね。それから「市民」はどうでしょうか。川脇さんの方では「①コミュニティ」、「②パブリックコメント」が入っていますね。それから「総則」これは「原則」のことになりますが、「①住民参加」と「②住民投票」、これも入っています。それから「条例の位置づけ」で「①見直し期間」。「原則」の中の「条例の位置づけ・最高規範性」というところに入っています。それから「市政運営の原則」ということですが、これは1枚目の右上にあります、全部入っていますか。大丈夫ですね。それから「市長等」というところ、これも全部入っていますね。「市民自治推進会議」、これも入っていますね。

佐藤委員の部分はどうでしょうか。「総則」で「①目的」、「②定義」、「③基本理念」、「④基本原則」。「まちづくりの基本原則」と次の「総則」というところに入っていますね。それから「市民(住民)」。

(佐藤委員)

よろしいでしょうか。「市民」だけでもよいのですが「市民(住民)」としたのは、例えば銭函地域などのいろいろな問題や活動が、手稲地区と関連がある場合もあります。そうすると市民プラスそこに住んでいる人達との関わりの中でのルールというのか、それから忍路とか塩谷と余市との関係の中での地域活動という時に、市民プラスアルファの部分で「住民」という言葉を使ったのですが、固執はしないですが、その辺をちょっと考えたのです。特にこれから小樽を考えていく時に市民プラスその辺の地域との交流というので「住民」というのが必要かなと思いつつ試してみたいのです。

(横山会長)

これは今の段階ではどちらでも良いと思いますね。これから議論していく中で固めていけば良い。あとはよろしいですね。全部入っていますね。

それから神野委員のところはどうでしょうか。「①市民の定義」。これは入っていますね。「地域コミュニティについて」。それから「市の財政について」。これは1枚目の右側「市長・市(行政)」にありますね。

(神野委員)

入っています。

(横山会長)

続いて、田口委員は欠席ですので中委員。どうでしょうか。「安全安心なまちづくり」というのはどういう形で入りましたか。

2枚目の右側「地域的特色」に入っていますね。

<中委員より「町内会、地域文化財団」ではなく「町内会、地域文化財制度」である旨の指摘があり、事務局で対応した。>

(横山会長)

よろしいでしょうか。

ということで、二つのところに分けて入ったりしているのもあったと思うんですけども、大体こういう感じかなという気がします。地域的特色ということで、安全安心のまちづくり、環境保全、歴史遺産との共生、観光など、かなり特徴的なものが入っています。こういうものを盛り込んでいけたらと思います。議会の規定については、議会で独自の持論がある可能性はない訳ではない。それから市役所中の法制部も、条例の表現上ちょっと忌み嫌う表現があるかも知れない。あまりそのところを気にしながらやっていると、我々の議論の方も沈滞してしまいますので、我々は我々でしっかりとというスタイルでいきたいと思います。途中途中で議会や法制と意見交換できればと思います。

これをもとにこれから議論していくということになるのですが、市政運営の原則というところが、実際にはかなりだぶる部分もあるかと思うんです。どういう風に整理するか、皆さんいかがでしょう。石黒先生どうですかね。こういう整理の仕方ですけども、盛り込むことは事務局が盛り込んでくれたんですけども、例えば事務局のもので「市長等」というところがある訳ですけど、もう一方で「市政運営の原則」には「⑨首長の役割・責務」だとか、「⑩職員の役割・責務」だとか入っています。この辺は最初から整理して議論した方が良いと思うんです。それから市長と市職員は分けた方がいいかと思うのですが、どうですか。皆さんから意見を出していただきたいのですが、もう少し整理して次回からの議論をしやすいようにしておきたいと思うんです。例えば「市政運営の原則」で①、⑨、⑩、⑪、⑬、⑭、⑮、⑯はむしろ首長とか市職員ではないかなと。ですからあとの部分というのは「市政運営の原則」に入るとは思います、これらは市長・市職員に入れた方がいいかという感じがするんですが、どうですか。

(石黒副会長)

例えば説明責任はどんなものを考えるかといった時に、議会の項目もあります。多くの事例は議会についてはあまり説明責任まで規定しているところはないと思うのです。小樽市の場合も、今の時点で議会の部分を規定するかどうするかはあると思いますけれど、入れるとしてもそんなに深くはできないと思うので、そうすると説明責任みたいなものは市長についての規定だと思うのです。「市長・市職員」に入らない「市政運営の原則」というのはどういったものかを考えた方が良いかも知れない。

(横山会長)

そうですね。

(石黒副会長)

市政運営というのは、議会も首長も入るのでしょうか。

(横山会長)

私はむしろ、いろんな計画、総合計画、財政運営、政策評価、第3セクターへの出資など、そういうものをイメージした方がよいと思っています。いわゆる市の行政に関わる制度的なもの。指定管理者も入るかも知れないですね。ここはそういうものに特化して。あと、首長や市職員に入る部分というのは別途そこから抜き出した方が、整理としたらしやすいのかなと思います。

(石黒副会長)

異論はありません。

(横山会長)

やはり自治基本条例ですから市長だとか、市職員だとか、市民だとかの役割というのがむしろ大事になってくると思います。それと並列的に総合計画だとか政策評価だとかいうのはちょっと違う。やはりどこの自治体の条例も大抵は分けると思うのです。それでは議論の仕方は一応分けて、「市長と市職員」というのを別途起こして、そして「市政運営の原則」からそっちに回してもらって議論して、それで座りが悪かったらまた戻すというような形でやっていくということはどうですかね。

(石黒副会長)

財政については。

(横山会長)

これは市政運営の方に入れるのも可能ですけれど、これを出された中さんは、財政については市政運営の総合計画だとか政策評価などと一線を画してもっと重要であるという、そういうご認識が恐らくあったと考えて良いかと思うのです。

(中委員)

その理由は、やはり当然ですが財政というのはすごく重要で、自治基本条例でも少し踏まえておくべきでないのかなと思いました。基本的な人件費の問題を考えると、市議員と市職員の人口比の問題を考えて、ある程度目安にしておいた方がいいんじゃないかと思ったことと、それから先生方のセミナー録を読んでいて、職員の意識の向上が一番重要だというのは、これを抜きにこの自治基本条例はないということで、市職員の自助努力という言葉が適切かは分からないのですが、職員の皆さんがこの町を自分たちで徹底的に良くしていくという意識を、より向上してもらうことが重要だと思って言葉にしました。

(横山会長)

これは今の現段階では「市政運営の原則」からはずして一つ柱だてするということにしましょう。特徴のあるものだと思いますので。

あと、例えば「まちづくり・参加・協働」のところにコミュニティ活動、住民自治というのが入っているのですが、同時に「地域的特色」でも地域コミュニティというのがありまして、これもまた議論していく中でどちらに入れるかを考えていきたいと思います。当然、一つの項目をしっかりと起こすということは、小樽市はそこに力点があるということになる訳です。「地域コミュニティ」という項目を起こせば、かなり小樽の自治基本条例はそこに力点がある。それから財政なら財政について項目を起こしたとしたら、そこに力点がある。「観光」の項目を起こしたら観光に力点がある。そういうことが出てきます。一緒に「まちづくり・参加・協働」に入れてしまえばその特徴は出ない。あと「地域連携・国際交流の推進」など、周辺自治体との関係を強化したいという意志ですね、それから経済団体との連携強化なども含めまして、そういう意志が非常にあれば、国際交流とは別途に地域の連携という項目が入ってくるでしょう。これも今後の議論です。あと、皆さんの方で何かございますか。

(中委員)

よければちょっと発言させていただきます。難しい宿題だったのですが、僕なりに考える機会になりました。横山先生、石黒先生の講演録を読んで、もう一回考え直してみた結果、すごく地域町内会の自立と団結みたいなものがこれからものすごく大事になるということを感じました。それで、事務局とも、町内会に市の職員1人か2人が出てきて、市と地域の連携になってほしいと話してたのですが、やはり具体的にそのくらい踏み込んで市も考えていくべきだし、それと市内全体のボランティア意識が非常に高まっていると思うのですが、そういったお金に換算しない部分でのまちづくりや地域との連携をもっと強めていく必要があると思って、「町内会と市職員との連携」というのを入れました。それと「地域福祉の充実」。

それから以前にまちづくり運動をやっている中で、建物で国の登録文化財をほしいと思った時に小樽市の方とちょっと相談したところ、あまり国の登録文化財のご理解がなくて、そんな難しいのはできないと言われたのです。もう10年近く前ですが、断念したことがありました。現在では国の登録文化財が小樽でもいくつかありますが、本当はもっともっとたくさん、小樽には200件以上登録可能な文化財があります。それから地域文化財制度と書いたのは、僕の住む朝里方面に一つも小樽市の文化財がなくて、12年前、小樽市長に朝里にも小樽市指定文化財の一つ欲しいと言いました。その時に、定山和

尚の歴史的遺跡のことを念頭に入れて応募しました。市の方から教育委員会を通して、その時木造りの仏像の調査にかかっている、その調査に10年くらいかかっており、調べる人が一人しかいないので、中さん方の朝里の遺跡に関しては20年、30年先の話になるし、朝里よりもっと塩谷とか忍路とか高島とかに良いものがある、だから朝里の遺跡に構ってられないというコメントをいただきました。でするので、僕らで勝手に朝里遺産という文化財を作りました。小樽市がだめだったら町内会指定の文化財を作ったっていいんじゃないか、地域にたくさん良いものがある、学術的調査が必要だとかってありますけれど、もっと大事なのは地域住民の心意気であって、大事にする気持ちがあるんだったらある程度の弾力性を持たせて地域文化財として認める、そういうような機運があってもいいんじゃないかと思えます。朝里でもその時4件ばかり、朝里のまちづくりの会で選びました。町内会にまで持っていくとまた町内会で議論するのが何年もかかって、たぶんまとまらないと思ったので、朝里のまちづくりの会指定朝里遺産というのを4件選びました。それはあまり広がっていないですけど、僕としてはもっと教育委員会のパンフレットなんかにも朝里遺産の項目を入れてPRしてもらいたいと思っています。そういうもの、行政の担当者だけでは調査が進まないというのが小樽市にはたくさんあると思うんです。単に観光推進だけでなく、やはり地域に生きる住民の誇りというか、こんな良いものがあると僕は言いたかったのです。そういう運動が広がればもっと懐の深い地域文化を大切にするまちになるとあって、「町内会・地域文化財制度」があったら良いということを書きました。

(横山会長)

ありがとうございました。他の皆さまで何か特にこういう特徴をどうしても書きたかったですとかございましたか。

(神野委員)

私は言葉の定義で「市民の定義」というのを入れたいと思いました。他の市の条例でも書いているところがあったのですが、私は小樽商大生なんです、実際に小樽に住んでいる、市民になっている学生というのはあまりいないんです。札幌から通学している人が多いのですが、その人達も小樽の大学で学んでいる学生ということで、まちづくりの中に積極的に入っていったらいいなと思っています。だから「市民」に厳密にはなっていないなくても、小樽の会社とか小樽の学校とかに通ってきている人も含めたいと思って、この「市民の定義」を入れたいと思いました。

(横山会長)

ありがとうございました。これについては、市民を定義している条例とそうでない条例とがあって、例えば帯広市の条例は、第2条で市民というのは「市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は市内において事業を営み、若しくは活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいう」ということで、居住している人も、通勤している人も、通学している人も、それから事業を営んでいる人も皆入るという扱いをしています。それから、市民を定義していないところももちろんありますが、稚内市も同じような定義をしていますね。第3条ですね。ニセコ町は入れていないですね。最初から町民という言い方をしています。そうすると、例えば他の市町村に住んでいてニセコで商売をやっている人はどういう扱いになるのかははっきりしないですね。やはり定義をした方がいいと思います。岸和田市、大和市、札幌

市なども定義しています。やはり、そういったように定めたいので議論を進めた方が良いでしょう。

(石黒副会長)

札幌市でもかなり議論しました。やはりあくまでも、まちづくりに責任を持つのは住民であるという面もありました。税金も納めて、選挙もやるし、またそれで何かをかぶるのも住民だと。だから基本的には住民限定的に考えるべきだという意見の人もいましたし、他方でやはり、まちづくりは住民だけでやっている訳ではないので、通勤・通学している人とか、いろいろな活動があつてのまちづくり活動なので、皆が参加してやらないと本当のまちづくりにならないと。

(横山会長)

かなり議論はありましたか。

(石黒副会長)

ええ。それで最終的には定義は広くなりました。

(横山会長)

他の自治体と変わらないような定義ですね。

(石黒副会長)

そうですね。ただ、住民投票とかになるとやはり住民に限定されます。それからまちづくりに参加する権利とか、住民とそうでない人の権利は違うとか。定義で広くしておきながら、ものによって、これについては住民しか権利がありませんとなると、それはおかしくないかとか。いろいろありましたけど、結論的には会議全体で広く定義しようという方向には落ち着いた感じですよ。多くのところでは市民は通勤・通学する人も含めて広く、という定義になっていますね。

(横山会長)

そうですね。市民の定義は広くしているところがほとんどです。住民投票については、稚内市なんかでは11条に書いてありますけれど、稚内市に引き続き3か月以上住んでいる市民と、引き続き3か月以上住んでいる特別な許可を得た外国人としていますね。この外国人を入れるのが良いのか、入れないのが良いのかも議論があります。これはこれからの議論になりますけれど、やはりここでいう市民が住民投票をできるかという、そうはいかないですよ。この辺はニセコ町は全部「町民」にしていますね。

(石黒副会長)

単純に考えているかも知れないですね。住所を持っている人に限ってと。札幌市では結構、理論的にも議論がありました。最終的に市民は広く定義して、住民投票のところは限定しましたが、条例の4条で基本理念として「市政は市民の信託に基づくものであることを基本にする」と言っています。住民は選挙しているので信託しているかも知れないけれど、住民でない人は何も信託なんかしていないん

じゃないかと、だから市民の定義を広くしておきながらこう書くのはおかしくないか、間違っているんじゃないかという意見がありました。未成年者は選挙していないけど、未成年者も市民として信託しているのかとか、住民でも選挙権を行使できない人がいるんじゃないかとか、実際に選挙に行かない人もいるとか。市の担当者も気にしていましたが、広く定義するべきといった意見が強く、最終的に落ち着いたという経緯があります。

(横山会長)

法制部だったら絶対だめでしょうね。論理的に合わないものは。

(石黒副会長)

その辺も含めて今後の議論の中で定義していきたいですね。

(横山会長)

まず定義はしておいた方が良くということで。あとはどうですか。上野さんは観光というものを相当メインにされていますけれど、これについてはどうでしょうか。

(上野委員)

やはり強く打ち出していくべきと思っています。観光都市宣言として旗だけは出していますが、実がないような気がします。あと港というのも入れましたけれど、港も重点港湾都市から外れてしまって、今後かなり苦しい運営を余儀なくされるでありますしょうが、港をもうちょっとアピールできるような、観光都市としてもアピールできるような推進をしていけたらと思って入れました。具体的にどういうビジョンがあるかと言ったら今はないですが。

(横山会長)

一つの大きな項目にするということがあれば、観光というのは非常に小樽の自治基本条例の中で重要視しているんだというのが分かるでしょう。

(上野委員)

かっこして小樽ブランドと書いたんですが、そこから産業の連携も出てくるだろうし、観光も行政が押しつけるものでなくて、住民が作っていく観光。先ほどの中委員の朝里地区のお話とかぶるんですけど、行政のそういうものに乗せるかどうかは分からないですけど、住民がアピールしたいものもどンドン世に出ていけるような仕組みがあればと思います。

(横山会長)

そうですね。この辺は非常に特徴が出るかも知れませんね。これも議論しましょう。川脇さん何か補足してありますか。

(川脇委員)

私は実は老人の問題をちょっと入れたかったんですね。それだけで入れてはちょっとまずいかなと思って外してしまっただけですが、本当は入れたいなと思っています。

(横山会長)

そうですか。子育てについても一つ入っていますので、高齢者について入れても問題ないですね。事務局の方で追加しておいてください。佐藤さんは何かございますか。

(佐藤委員)

先ほどから出ている関わりの問題ですが、今までは市が中心になっていろいろ関わっていたと思います。地域活動だとか、ボランティアだとか、観光だとかは市が発信の中心だったのが、今度からはそれぞれのパイプをどこに置くかという、自治基本条例を基にしていく訳ですね。小樽市のもっと小さな地域、それぞれの町内会が衰退してきている中で、そこを一つ吸い上げるといふこと。その衰退しつつある地域を掘り起こしているところもたくさんありますよね。例えば朝里さんの話なんかも出ましたが、そういう地域のパイプがなかなかうまくいかないということと、小樽市と近隣の市とのパイプというか、そういう問題だとか。だから、この条例を作るにあたって、小樽市以外の人との関わり方も考えないといけない。先ほど住民投票の問題もありましたけど、内容によって、本当に市民だけが住民投票をするのか、そこに関わる近隣の人達も含めた住民投票が必要なのか。先ほど大学の話も出ましたが、小樽に住んでいる人だけに関わる問題と、実際に学校関係者にも関わってくる問題がある。そういう人と人とのパイプを、この条例の中にどうやって書くかということが大事になってくるかなと思う。それから先ほどありました、市長と市職員だとか、市長と市職員プラス市議会との関係、議会と地域との関係、そういうパイプが小樽の場合はそれぞれに独立していて、なかなかうまくいっていない。お金の問題、財政もそうだと思うんです。なかなか一つのお金をもらうのにも計画書を出して、実際にやって、そしてさらにその経過をとって、結果がうまくいけば良しとなるが、なかなかそういうものに踏み込んでいけない。それからそういう情報を知らない。パイプの詰まりがあちこちに出て、そのひずみが今の小樽のこういう現状につながっているんじゃないか。そこら辺も条例の中に盛り込んでいただきたいと思います。

(横山会長)

狭域自治という言葉でよく言われるんですけど、地域コミュニティですね。神野委員もそういう特徴を出しています。それから上野さんも地域連携を掲げていますし、中委員も地域コミュニティを出しています。そういう意味では地域コミュニティで一つ柱を起すということを進めたいと思います。

(佐藤委員)

それとちょっと私は分からないんですが、いわゆるハコづくりというのがありますよね。コミュニティセンターとかいろいろ。そのハコづくりの時代というのは終わったんでしょうか。

(横山会長)

それは政策上必要なものがあれば、ハコづくりもやらなければいけないでしょうし、既存の施設をう

まく活用して、というやり方もあるでしょう。

(佐藤委員)

そこら辺が小樽市の場合は既存のものがどんどん余ってきていますよね。家がほとんど空家になってきている。建物が空いてきている。ましてこれから小中学校が統廃合になってくるとどんどん空きます。そういうものの活用と、新しく国からこういうものを作りなさいと来たものとの予算の問題など、ハコづくりというのはどういう状況なのかなと。

(横山会長)

おそらくこれからそういうコミュニティセンターとかを作るなどとなった時に、活用できるような既存施設がある地域と、そういうのが全く無くて新しく作らないといけない地域など、そういう違いがあるんじゃないでしょうか。地域実情として。東京なんか敷地が狭いから小学校が老人ホームになったりしています。省庁の補助金の仕組みも随分弾力化されて来つつあります。

(上野委員)

補助金はこちらから調べていかないとなかなかあたらないですよ。うちの団体も去年、補助金を道と小樽市からもらいましたが、これはやはり自分で調べていかないと、なかなかお金を出すところからアピールはしないですよ。

(佐藤委員)

そここのところが、小樽市の場合はどれだけのものがあるのか。市民がアピールするには年齢的なものもありますよね。なかなかアピールがうまくいかない。

(横山会長)

ただ上野さんのところだって、どういう補助金かはよく分かりませんが、例えば何か産業に関わるものであれば、小樽市の産業分野の人にいろいろ教わるとかできると思うんですよ。その辺はあまりスムーズじゃないのですか。

(上野委員)

いいえ、そんなことはないと思うんですけど。青年会議所に協力していただきました。

(富樫会長)

やはり範囲が広いということと、我々も注意はしているんですけども、今、佐藤委員がおっしゃったようにパイプ役が不在というのはどこの組織も多く、かつ、情報を円滑に流すということにパイプ役がないというのはかなりロスも大きいです。時間的に限られた募集期間の中で、担当係だったり担当課の人脈やつながりだけで情報の提供をやっている状況ですね、団体の細部に渡る活動状況であったり、今後どのようなことを考えているのかをなかなか把握できかねる部分というのがあります。情報がスムーズに流れていっていないというのは我々としても問題だと思っていますし、なんとかしなければ

いけないなどは感じています。実は助成金だけですがすごい数があるんです。相当なメニューがあって多岐に渡っているんですけども、適切なものをつかまえるのが容易でなくなっているというのはあります。

(横山会長)

小樽市が直接じゃなくて道のものを小樽市が経由してというのがありますしね。

(富樫会長)

そうですね。経由するものだと締切りが徐々に短くなって、小樽市に来た時は締切りが来週とか、にっちもさっちもいかない状況のこともあります。それをまた逆に後志総合振興局、道、国みたいな感じで順番にあげていくものですから、我々のところに来る時には相当切羽詰まっているというのがありますね。ただそれも、どういう方向でまちづくりをしているのかとか、どういう活動をしていくのかとか方向性みたいなものが見つかれば、大体毎年ほぼ同じようなメニュー立てで似たような補助制度だったりというのがありますので、そういう情報をいただければ、それに対する情報提供もどんどんできますし、そういう方針があれば、それを基に私どもで企業だったり団体だったりを探して情報提供に努めます。そういった掘り起こしをするということは可能です。

(横山会長)

道の方で時間を取り過ぎたりとかもありますよね。道で4分の1負担とかもあるでしょう。場合によっては道の財政も厳しいからあまり使ってほしくないとかあるかも知れないですよ。ともあれ現場の方で時間をたくさん持てるようにしなければいけませんよね。

それではこの点につきましては、次回から議論をするという形で、最初にどうですかね、情報公開、情報提供、情報共有、この辺から入りますか。割と入りやすそうなところから入った方が良いと思いますので。どうですかね、この部分に関していうと、市の担当者の方に情報公開について小樽市の現状だとか、個人情報保護条例の説明だとか、その辺を少し説明していただいて、それから議論するような形にしたいと思いますが大丈夫ですか。議論する際に、若干説明していただいて、それを踏まえてやっていきたいと思います。小樽市は情報公開審査会もあるでしょう。毎年どれくらい請求があって、それに対してどう市が対応しているか。石黒先生の方が詳しいでしょうか。

(石黒副会長)

何件くらい請求があるのか分かりませんが、市の担当者の話ではかなりの分は開示されているということです。個人情報の方は、制度化されたのが最近で、昔の電算処理情報の時の限定されたものはあったんですけど周知度が低いのかも知れないですね。

(横山会長)

その辺を次回説明いただいてから議論していきたいと思います。ちょっと私の方でも論点的なものを整理できるようなメモを用意できたらとも思っています。この件は今日の段階ではこれでよろしいですね。次のワークショップについて、事務局の方で案があるようですので説明いただきたいと思います。

(事務局布主査)

議題2ということで1枚ペーパーをお配りしています。ワークショップといいますのは、自治基本条例についてどう思うかということろまでではなくて、その前段の小樽のまちについてどう思うか、まちづくりについてなど、一般の方達でグループ形式で意見を出し合っていて、まとめていただくような作業になります。開催時期としましては、今場所を選定していますが、事務局案としては2月3日に1回、2月14日に1回ということで2回を考えております。参加については、5テーブルから7テーブルということで、1テーブル5、6人のグループで考えております。広報については、広報おたるに掲載する予定で、あとは各種団体に参加をお願いしたいと思っております。策定委員会の皆さんにつきましても、参加していただくこともあります。できたら所属団体の方々にもご参加を促していただきたいと思っております。テーマにつきましては、このA4の紙の裏に、例としまして各市がどういった内容でワークショップを行なっているかというのがございますので、これらも参考にこの委員会でご議論いただければと思います。コーディネーターにつきましては、現在事務局で調査中でございますので、お任せいただきたいと思っております。今のところ開催場所の候補は、駅前の経済センターを予定しております。

(横山会長)

コーディネーターなんかJCの人達にお願いするというのはどうですか。地元の人にやってもらうのがいいんじゃないかと。小樽市役所の中でもできる方がいるんじゃないかと思いますが。

(事務局布主査)

市役所内では、ちょっとこれといった適任者がいない状況です。

(横山会長)

1年くらい前に、上石さん達と札幌で打合せをした時に、札幌のNPOの人なんか出たんですけど、やはり小樽の自治基本条例ですから、できるだけ小樽の中でやりたい。JCさんにやってもらえれば、これはいいんじゃないかと思っております。候補地なんですけれど、冬の一番寒い時期ですから、住民が来やすいとしたらやはり駅前でしょうか。

(事務局布主査)

そうですね。その経済センターは駅前に近い場所にあります。

(横山会長)

それでは駅周辺で探してください。ワークショップに関しては幅広くいろんな人を集めるということですので、できるだけ策定委員の皆さんにも出ていただきたいんですけど、市も強制するものではないと。自主的な参加をしていただきたい。

(富樫会長)

一か所に集めるより、地域とか団体とかに出て行った方がいいんじゃないでしょうか。ワークショップ

プというのは人を集めてやると、意外に集まらなかったり、意外と意見がなかったりするので結構大変だと思います。時期も時期なので、こちらから行った方がいいと思います。行けと言われたら私も行きますし。大きな場所でやるというのはいいかも知れませんが、ワークショップというのはしっかり生の意見を吸い上げられれば場所の問題じゃないと思います。5、6人で5～7テーブルで分けてやるというのなら、それくらいであれば出張で話を聞いてきた方が実のある話が出てきそうな気がします。

(横山会長)

稚内市とかは出前講座をやったんです。ワークショップはワークショップでやりました。

(富樫会長)

あとは、ざっくりし過ぎていて何を聞きに行きたいのか見えてこないと結構厳しいと思います。論点をかなり絞って、ずばり一つ明確なテーマを与えるような感じでないと議論にならないと思います。

(横山会長)

函館市や稚内市では議論になったんです。やはり多様な発想で多様な意見が出て、そこから策定委員が何か獲得するものがちょっとでもあれば良い。ワークショップで出た意見を全部反映させるというのはもちろん無理ですから、策定委員の皆さんがそこから何を学び、あるいはこれは良いと考えて委員会の中で反映させていこうと考えられればと思います。とにかく2回ということ、広報おたるの1月号に掲載するなど1月中を周知期間にして、2月に開催ということですね。テーマですが、どうしましょうか。

(佐藤委員)

よろしいですか。この2回というのは、1回目に来れなかった人のための2回目なんですか。それとも2回目は1回目の延長なんですか。

(横山会長)

延長というか、それぞれが独立して良いと思うんですよね。1回目に来れなかったから2回目に行けないというのではなくて、1回目は来れなかったけれど2回目は来れるということでもいいんじゃないでしょうか。

(佐藤委員)

ということは、例えばメンバーが40人集まったとして、その40人がまたその次につながってさらに話を深めるという形で受け取って良いですか。

(横山会長)

40人のうちの20人くらいがまた来て、残りの20人くらいが新メンバーというくらいじゃないでしょうかね。蓋を開けてみないと分からないですが。そこで、テーマについて皆さんで考えていただきたいのですが、後ろの方に苫小牧市と函館市と稚内市の時のテーマが出ているんですけど、どうでし

ようか。稚内市は今から思えばちょっと回数が多過ぎ。それと真冬にやりましたんで、ちょっと遠くの方は無理でした。2テーブルしかない時もありました。

(佐藤委員)

細かいことですが、先ほどの話に関係しまして、広報おたるですから市内の住民はもちろん対象ですよ。それから小樽に関わっている人達も参加可能ということですか。先ほどの商大生などいろいろいますよね。

(上野委員)

それは参加可能にした方が良いでしょう。

(佐藤委員)

そうならば、広報以外にもパンフレットのものを学校だとかにあげて、こういうワークショップがありますという広報活動があれば、小樽市のまちづくりに関心を持っている方の考えていらっしゃることを聞けるんじゃないかと思います。できるだけ若い人達にも来ていただきたい。

(富樫会長)

テスト期間中ですね、神野さん。

(神野委員)

そうですね。2月上旬はテスト期間中ですね。14日も、私はテストがありますね。

(横山会長)

もう少しずらしますか。

(富樫会長)

雪あかりの路ともかぶりますね。

(横山会長)

そうするとずらしますか。それぞれ2週間くらい。日程調整は改めて事務局とさせていただきますが、これよりは遅くなるということにしてやりたいと思います。ですので1月の広報の周知は問題ないと思います。稚内市は、高校生ワークショップをやりました。学校の中でやったんですね。ですから小樽市も大学独自でやるとか。大学の協力を得られるかどうかというのがありますが、ぜひやっていただきたいものです。帯広市も高校生ワークショップをやりました。

(佐藤委員)

若い人の意見が欲しいですよ。

(横山会長)

この件はそういった形でやりたいと思います。テーマはどうしますか。

(上野委員)

函館市みたいに柔らかいのが良いと思います。稚内市は堅そうですね。稚内らしさと言われても。

(横山会長)

函館市では1、2回目あたりはすごく充実してましたね。段々、情報公開などになると難しいという感じでしたが。最初の1回目、2回目くらいのテーマはすごく意見が出ますね。ちょっと稚内市は難しいテーマのときもあったかも知れなかったですね。稚内市も「市長とか議員」のテーマのときは市民の皆さんが多数出てきて発言されていましたね。それと、どこの自治体のワークショップにおいて見られますが、自治体に対する要望だとか、批判をするために来られる方もおられます。でも、いろいろあって、そこから何かを得られれば良いと思います。

(富樫会長)

私たち研究会で話し合った中で、なかなかそこまで踏み込めなかったというか、踏み込むのを諦めたというか、中委員がよくおっしゃる地域性みたいな部分をどれだけ組み込んでいけるかというのがありました。我々の委員それぞれにも思いがあったんですが、そこは策定委員会であったりワークショップに譲ろうということで、私たちの素案みたいな形のご提案になったこともあるので、その辺の地域性みたいなものはぜひともワークショップで取り上げていただいて、小樽らしさというのはどういうところなのか、これから小樽はどういう地域になるべきなのか、そういったところは私個人としてもお伺いしたいところであります。

(横山会長)

庁内研究会の資料に載っていますか。

(事務局布主査)

勉強会の2回目の資料にございます。

(横山会長)

地域性についてはどういう形で載っていましたか。

(富樫会長)

こういうことがありますという箇条書きに近い形で、あえて方向性を出さなかったというのはあります。最初の「はじめに」のところでも当市の高齢化率について出ていたりとか、3ページの市民協働の取り組みの現状みたいなところで、運河論争の関係の話があったりとかですね。散りばめて入れているんですが、なかなか方向性までは出せなかったですし、出すべきでないという判断でもありました。ぜひそういう意見をお聞きできればなと思います。

(横山会長)

ちょっと函館市の1回目、2回目くらいをモデルにしてやったらどうかと。それぞれが独立していますので。今日の議題はこれで終わりなんですけども、あと事務局の方から資料を配っていますよね。

(事務局布主査)

前回の委員会の中で田口委員から、自治基本条例ができた後にあらゆる世代に知ってもらうような機会を持つべきではないかというお話がございました。そのことについて、資料ということで載せましたので後ほど見ていただければと思います。

(横山会長)

以上なんですけど、1月以降の日程は決めない方が良いでしょうか。

(事務局布主査)

次回、12月14日には決めたいと思います。

(横山会長)

今日は人数も少ないので。次回12月14日が年内最終回となります。それで、14日は情報公開と個人情報保護の説明を事務局にさせていただきますが、議会の関係は大丈夫ですか。議会で皆さんとられることはないですか。

(事務局布主査)

大丈夫です。管理職からの説明はできないですけど、主査で対応させていただきます。

(横山会長)

他に皆さんございますか。

(中委員)

ちょっと先生にお伺いしたい。今回、考えているうちにボランティア意識の問題を考えざるを得なくなって、日ごろの仕事、プライベートの生活、その中間にボランティア活動の充実というのがこれから時代のテーマになりそうな気がして、もうすでに日本でも障がい者向けのボランティアは古くからやられているんですけど、もうちょっと当たり前にボランティアがいろんな形で多様化してきたと。特に欧米の、北欧やアメリカなんかはボランティアを一生懸命やっているので、ひょっとすると学ぶ点として、北欧なんかは福祉の問題意識が強いところですから、ライフスタイルとしてという感じですね。どんな地域の在り方なのか、人々の生き方なのか。もし教えていただければ参考になるのかなと思っています。

(横山会長)

北欧もそんなにボランティアが盛んとも言えないですよ。割と今までは行政が、国も自治体もですけど、福祉関係にかなりお金を出してきましたから、ある意味でいうと行政主導で福祉をやってきた訳です。ただ最近、財政が非常に厳しくなってきた、ノルウェー以外、スウェーデンやフィンランドなどは財政が厳しくなってきた、NPOだとかボランティアなどが増え始めていますね。福祉なども今まではほとんど自治体が直営でホームヘルプ事業もやってきたし、特別養護老人ホームもやってきたんですけど、今はかなり民間がやるようになった。その中にNPOだとかもある。ですからちょっと国内でもやはりそれでいいのかという議論はあるみたいですけど、財政難が1つの要因になってそうやってきた。アメリカというのはもともと行政があまりやらないところですから、その分NPOだとかがあって、アメリカの場合はNPOに対して企業が寄付をするということも一つですね。日本は非常に中途半端で、NPOを立ち上げて資金的なものがない。寄付金が入る訳じゃない。そうすると行政に頼るしかない。介護保険なんかはそうですね。そうすると介護保険なんていうのは、株式会社でもやっているし、NPOも福祉業者みたいなものもあり、なかなかNPOの特徴が出ない。そもそも報酬が低いということで、日本の場合中途半端になっている気がしますね。ただ福祉以外のNPOというのは日本もいろんな形で団体が増えてきています。アメリカは非常に徹底している訳ですね。企業がお金を出す。NPO活動は盛んになる。その代わり行政はあまりやらないということですね。

他に何かございますか。それではよろしいですか。次回12月14日ということで、あと先ほどの話で事務局の方でJCの人と打合せしていただきたい。地元の人がやるというのが一番良いと思いますね。

それではこれで終わります。本日はご苦労様でした。